

乳及び乳製品に使用する器具又は容器包装の規格基準の見直しについて（案）

平成 24 年 3 月 2 日

1. 経緯

乳及び乳製品に使用する器具又は容器包装の規格基準の見直しについては、平成 21 年 8 月 19 日の薬事食品衛生審議会食品衛生分科会器具容器包装・乳肉水産食品合同部会において審議がなされ、乳製品の容器包装等の規格基準の告示第 370 号への移行等の見直しの方向性について、了承されたところである（参考 1）。

試験規格の整備については、平成 23 年 3 月 31 日付けで食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる旨食品安全委員会より回答され、その後、器具容器包装部会における審議等を経て、改正手続きを進めている。

その他の事項については、主に乳製品（発酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料、クリーム）の容器包装について、告示第 370 号を適用する方向で検討がなされていたが、乳等省令は、個別の容器包装における申請、承認の積み重ねにより改正が繰り返されたため、複雑・難解で、整合性も十分ではないことを踏まえると、乳製品のみならず、乳や調製粉乳の容器包装を含めて、整合化、告示第 370 号への統合を検討する必要があると考えられた。

2. 対応案

乳等省令に定められている一部の乳及び乳製品の容器包装等に係る規格基準を告示第 370 号へ統合するには、一般食品の容器包装の規格である告示第 370 号をそのまま適用できるもの、乳及び乳製品の特性が考慮されてきた規格であるため告示第 370 号に同様の規格を新設して対応すべきものに分類し、検討を実施する必要がある。

現在、告示第 370 号における一般食品の容器包装の規格については、国際整合も踏まえた全面的な見直しの検討を実施しているところであるため、その時期を待って、乳等省令における一部の乳及び乳製品の容器包装等に係る規格基準については、告示 370 号に移行し、器具・容器包装の規格基準を一つに統合することとする（参考 2）。

ただし、今回の見直し検討事項のうち、告示 370 号の改正に全く影響を受けない以下の事項については、告示 370 号の見直しを待たずに改正を検討することとする。

- ① 乳の販売用の容器包装に用いる合成樹脂について、内容物に直接接触する部分以外に使用できる合成樹脂として、容器形態を問わず、ポリプロピレン及びナイロンを追加する。
- ② 乳の販売用の容器包装について、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装を追加する。

- (1) 乳の販売用の容器包装に用いる合成樹脂について、内容物に直接接触する部分以外に使用できる合成樹脂として、容器形態を問わず、ポリプロピレン及びナイロンを追加することについて

乳の販売用の容器包装の内容物に直接接触する部分以外に使用できる樹脂については、合成樹脂製の容器包装では、ポリプロピレン及びナイロンが使用できるとされているが、合成樹脂加工紙製容器包装では、当該樹脂が使用できないとされている。容器包装の販売形態ごとに規制の基準が異なることは、乳等省令が個別の容器包装における申請、承認の積み重ねにより改正が繰り返されたために生じた不整合であり、この不整合を解消することは、安全性の観点から人の健康に影響を及ぼすものではない。また、食品との非接触面へのナイロン及びポリプロピレンの使用は、容器の耐気体透過性、耐浸透性、さらには印刷適性に対する向上が見込まれるため、関連業界からも強く要望されているところである。

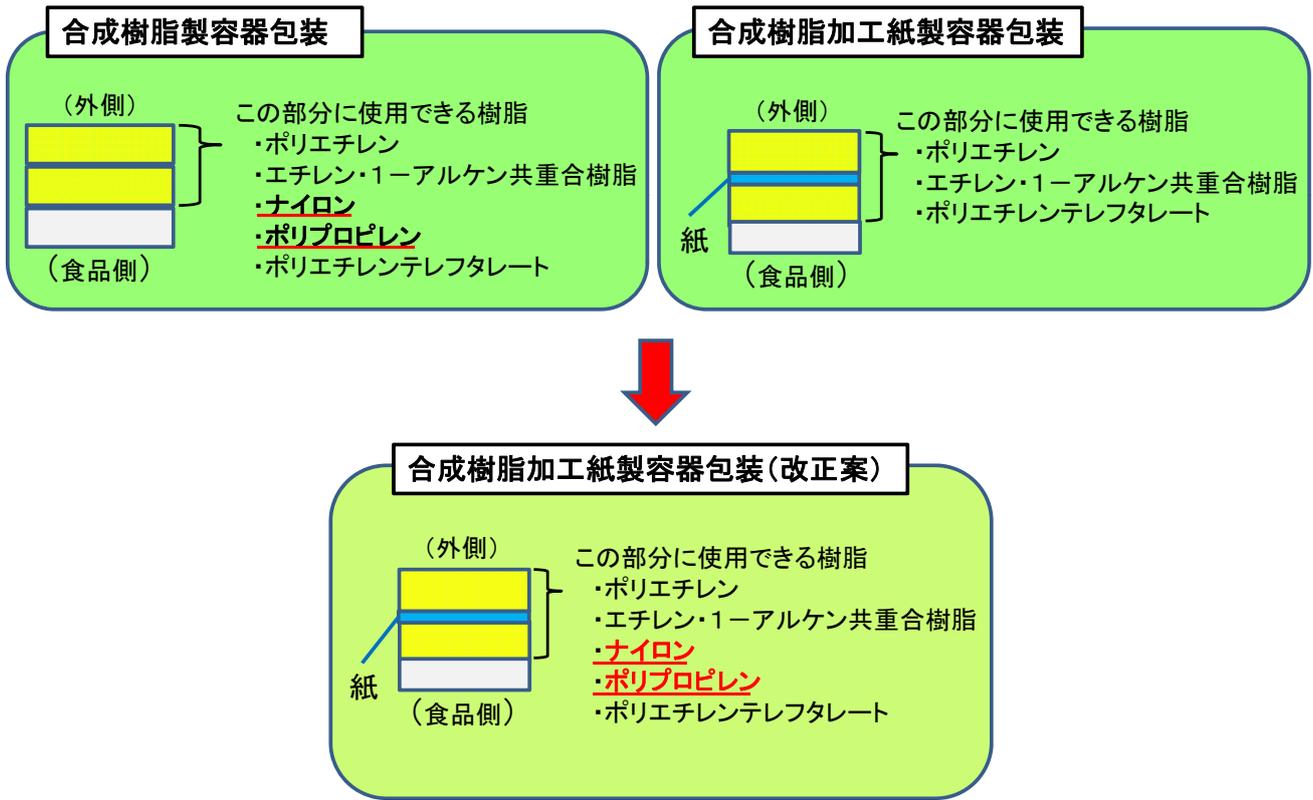
以上より、合成樹脂加工紙製容器包装においても、内容物に直接接触する部分以外にポリプロピレン及びナイロンを使用できることとする。なお、内容物に直接接触する部分については、合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装ともに取扱いは同じである。

- (2) 乳の販売用の容器包装について、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装を追加することについて

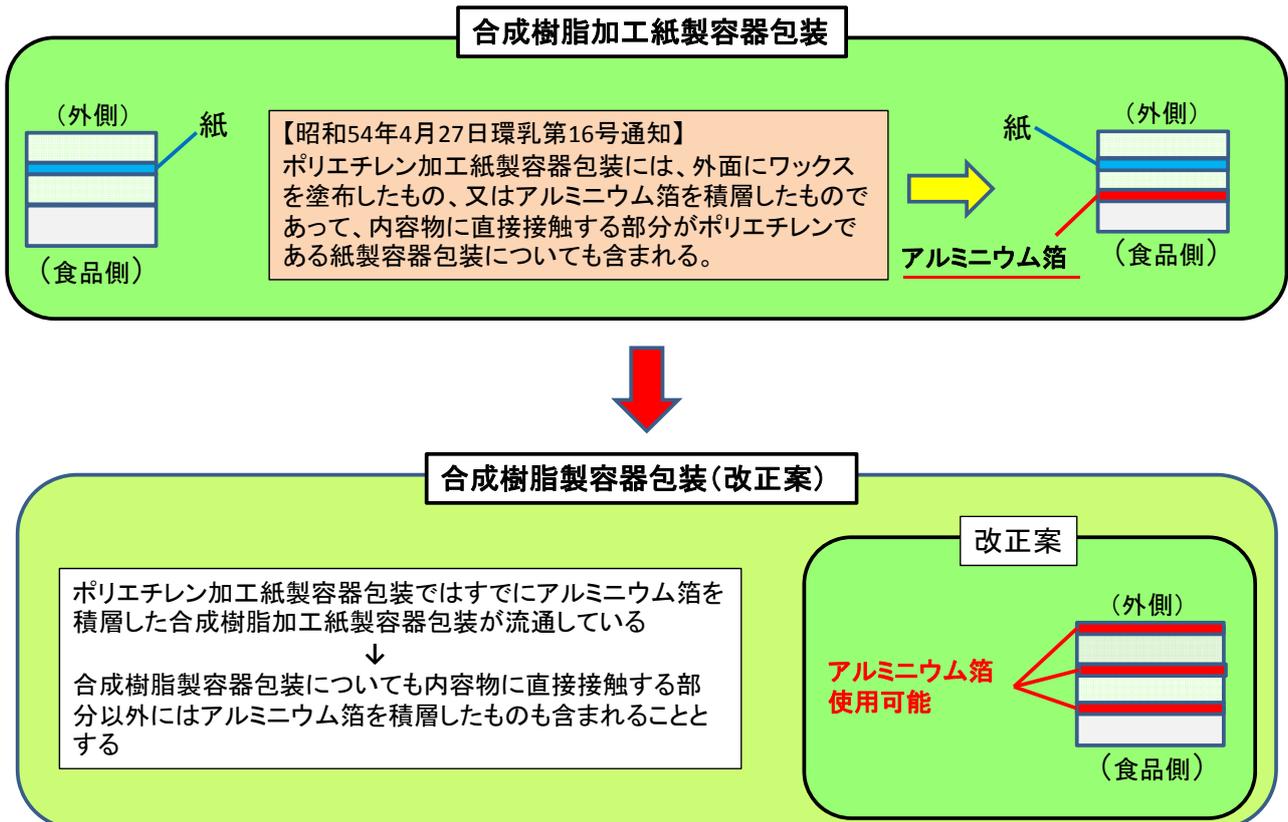
乳の販売用の容器包装については、合成樹脂製容器包装及び合成樹脂加工紙製容器包装の使用が認められているが、すでに合成樹脂加工紙製容器包装のうち、ポリエチレン加工紙製容器包装については、アルミニウム箔を積層したもの（内容物に直接接触する部分がポリエチレンである紙製容器包装）についても含まれる旨、厚生省環境衛生局乳肉衛生課長通知（昭和54年4月27日付環乳第16号）により、周知されており、アルミニウム箔を積層した合成樹脂加工紙製容器包装が流通しているところである。アルミニウム箔についても（1）と同様、容器形態ごとに使用の可否について区別をする必要はなく、合成樹脂製容器包装についてもアルミニウム箔を積層したものも含まれることとする。

本件については、合成樹脂加工紙製容器包装同様、運用通知にて周知するものとする。

(1) 乳の販売用の容器包装に用いる合成樹脂について、内容物に直接接触する部分以外に使用できる合成樹脂として、容器形態を問わず、ポリプロピレン及びナイロンを追加することについて



(2) 乳の販売用の容器包装について、合成樹脂加工アルミニウム箔製容器包装を追加することについて



(薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具容器包装・乳肉水産食品合同部会
(平成 21 年 8 月 19 日開催) 資料抜粋)

乳及び乳製品に使用する器具又は容器包装の規格基準の改正ポイント(案)

(乳等省令及び告示第 370 号の改正)

1. 乳製品の容器包装等の規格基準の告示第 370 号への移行

- ① 発酵乳、乳酸菌飲料及び乳飲料の容器包装及びこれらの原材料について、告示第 370 号を適用することとし、清涼飲料水に関する規格基準に準じて用途別規格を新たに設ける。
(殺菌されている乳酸菌飲料を販売するコップ販売式自動販売機は告示第 370 号に既存のコップ販売式自動販売機に移行する)
- ② クリーム等の容器包装及びこれらの原材料について、告示第 370 号を適用することとし、油脂又は脂肪性食品に使用する容器包装及びこれらの原材料と同様の取扱いとする。

2. 乳の販売用の容器包装に用いる合成樹脂等の追加

- ① 内容物に直接接触する部分以外に使用する合成樹脂として告示第 370 号の個別規格に適合する合成樹脂を使用できるものとする。
- ② 合成樹脂加工アルミ箔容器包装を追加する。

3. 調製粉乳の販売用の容器包装に用いる合成樹脂の見直し

- ① 内容物に直接接触する部分に使用する合成樹脂に使用する添加剤の取扱いを乳の容器包装と整合する。
- ② 金属缶又は組合せ容器包装の開口部の密封に使用するもののうち、内容物に直接接触する部分以外に使用する合成樹脂の取扱いについて材質の制限を行わないこととする。

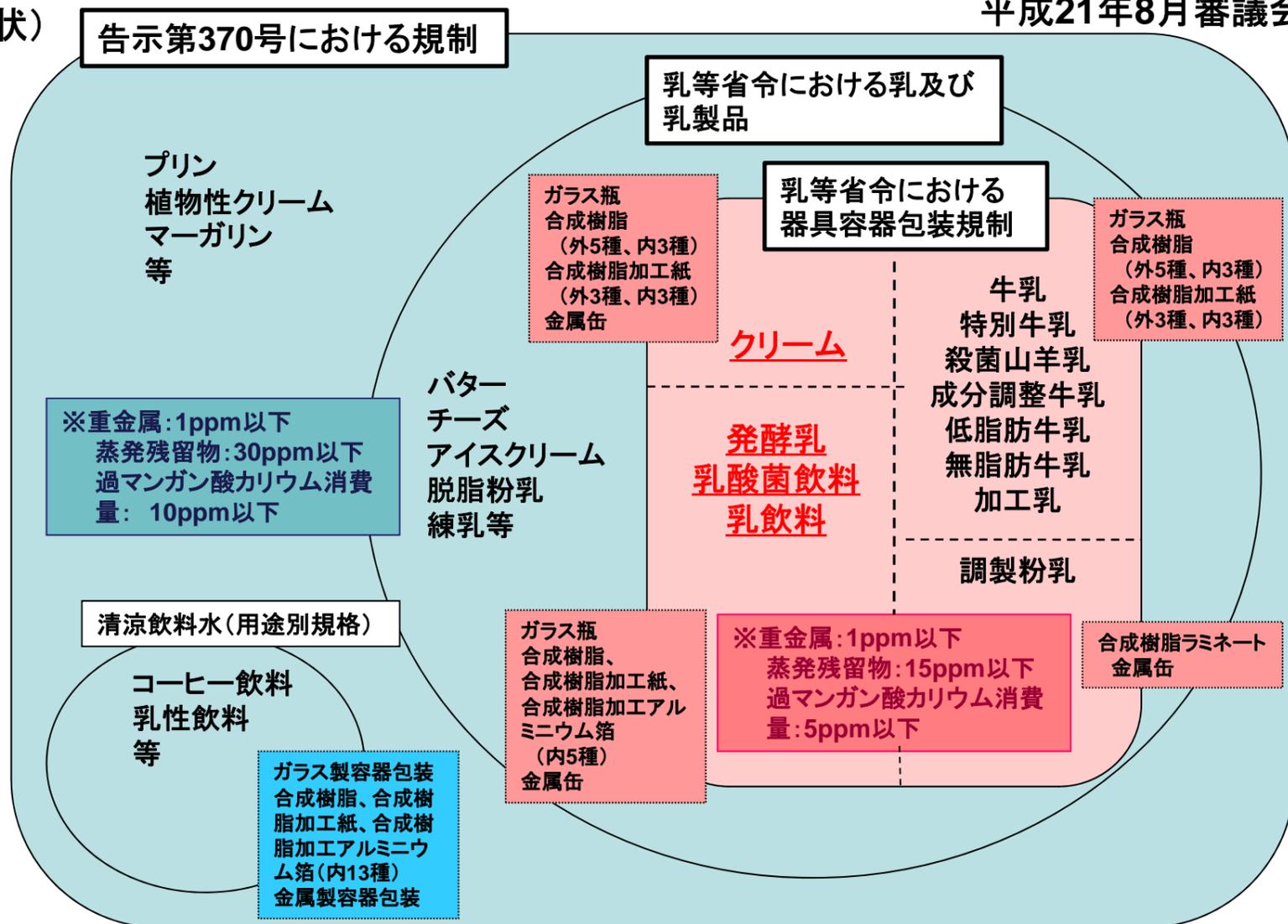
4. 乳等省令における試験規格の整備

- ① 精度の高い又は有害試薬等を用いない試験方法の採用。
- ② 試験法や試薬・試液等について、新たに項を設けてまとめて記述する。さらに可能なものは告示第 370 号を引用することとする。

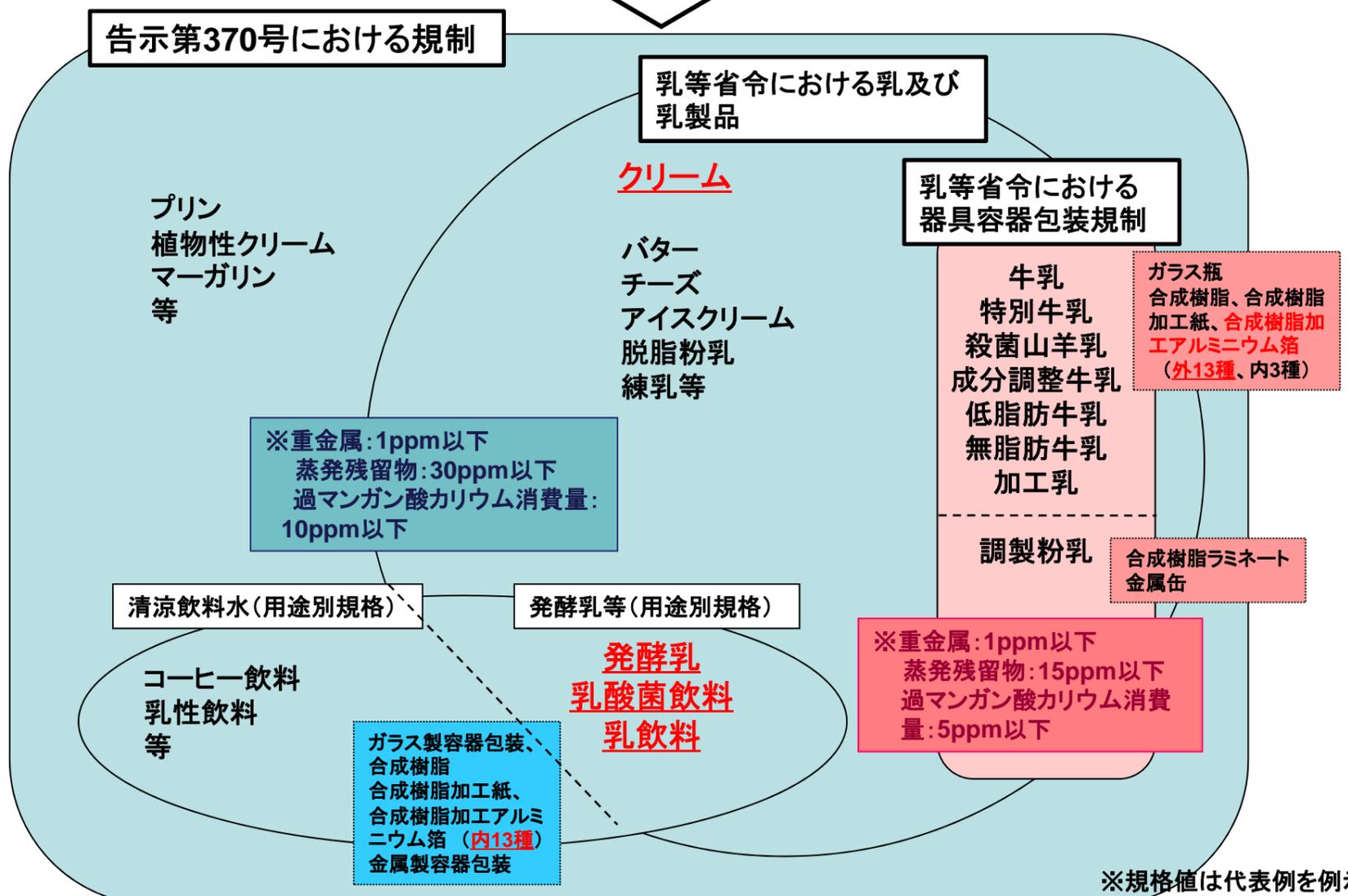
乳、乳製品及びその類似食品の販売用の容器包装規格基準

平成21年8月審議会(案)

(現状)



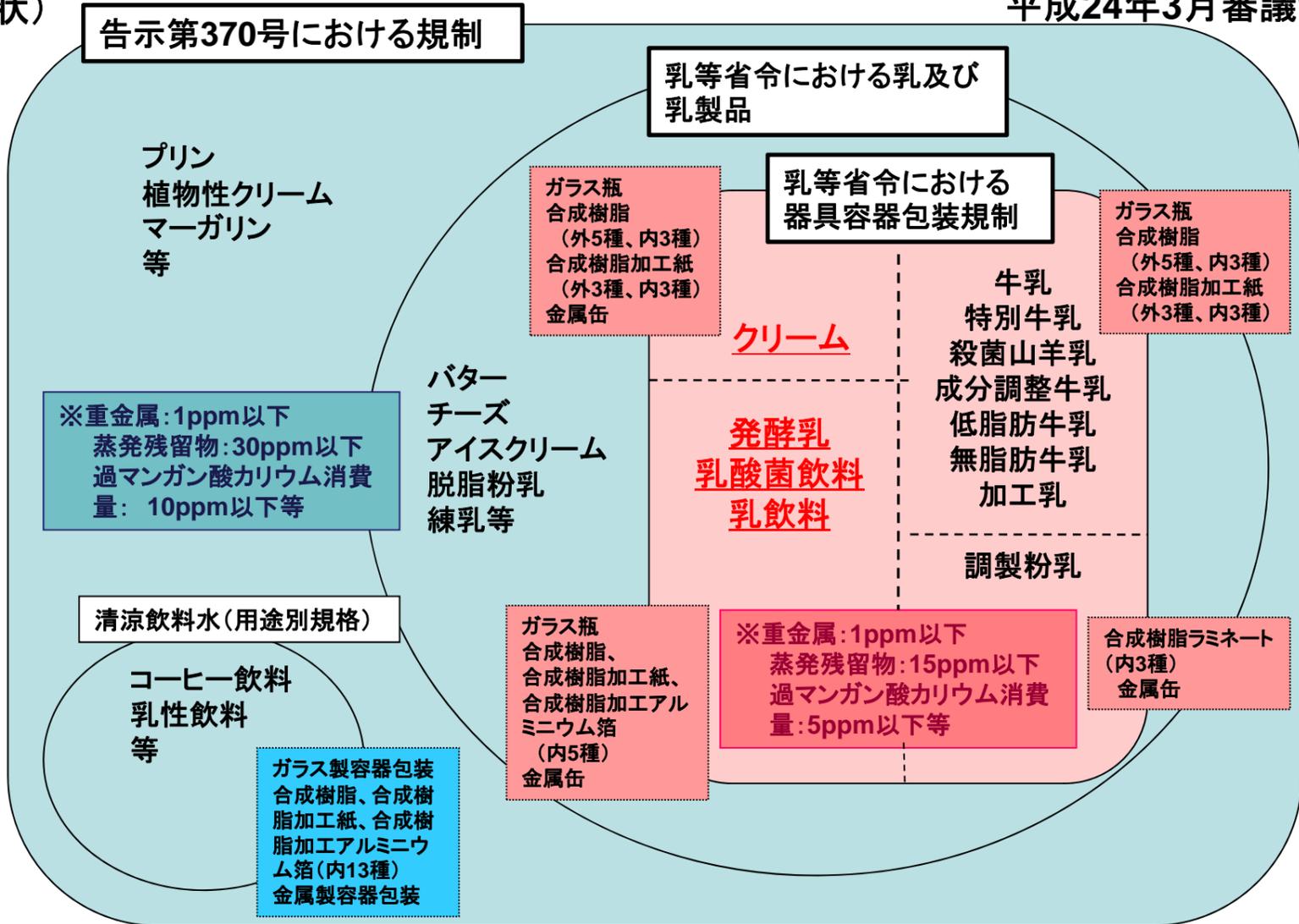
(改正後(案))



乳、乳製品及びその類似食品の販売用の容器包装規格基準

(現状)

平成24年3月審議会(案)



(改正後(案))

告示370号の見直し検討

